

## 議案第1号 審査部会員の指名について

### 1 概要

道は、景観形成基準に適合しない行為に対して、景観法に基づく勧告又は命令をしようとするときは、北海道景観条例第24条の規定に基づき、審議会の意見を聴くこととされている。これら勧告又は命令に係る審議を迅速に行うため、景観条例第36条に基づきあらかじめ審査部会を設置しており、審査部会員を指名する。

なお、審査部会の会議は、北海道情報公開条例第26条ただし書きが規定する、許可、認可等の審査に該当すると認められるため、非公開とする。

### 2 所掌事項

審査部会は次の事項について審議し、審査部会の審議結果を景観条例第24条に規定する審議会の意見として取り扱う。

なお、国又は地方公共団体との協議については、審議会への意見聴取を必要としない。

- ・ 法第16条第3項の規定による勧告に関する事項
- ・ 法第17条第1項の規定による変更命令に関する事項
- ・ 法第17条第5項の規定による原状回復命令に関する事項。

### 3 組織

部会員は5人以上7人以下で組織し、会長が指名する。

第39回景観審議会（平成28年7月25日開催）において、次の委員を指名したが、公募委員である高田委員が退任したため、後任を指名する。

#### (1) 部会長の指名

小篠会長

#### (2) 部会員の指名

笠副会長、岸本委員、渡部委員、（高田委員）

# 北海道景観条例（平成 20 年北海道条例第 56 号） ～抜粋～

## 第 3 章 北海道景観審議会

### （設置）

第 30 条 北海道における良好な景観の形成の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （所掌事項）

第 31 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 1 (1) 知事の諮問に応じ、良好な景観の形成の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例又は北海道屋外広告物条例（昭和 25 年北海道条例第 70 号）の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、良好な景観の形成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

### （組織）

第 32 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

### （委員）

第 33 条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### （会長及び副会長）

第 34 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第 35 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### （部会）

第 36 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

### （会長への委任）

第 37 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道景観審議会（以下「審議会」という。）の部会（以下「部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の区分)

第2条 部会は、審査部会及び特別部会とする。

2 審査部会は、北海道景観条例（以下「条例」という。）第24条の規定による知事の意見聴取に係る事項を審議する。

3 特別部会は、条例第31条第1項第1号に定める事項のうち、審議会から付議された専門的事項について調査審議する。

4 特別部会は、会長が特に必要と認めた場合に設置する。

(組織)

第3条 部会は、部会員（部会長を含む。以下同じ。）5人以上7人以下で組織する。

(部会長)

第4条 部会長は、部会を代表し、議事その他部会の事務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、部会員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(書面による表決)

第6条 やむを得ない理由のため会議に出席できない部会員は、あらかじめ通知された事案について書面をもって表決することができる。この場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、その部会員は出席したものとみなす。

(報告)

第7条 部会長は、審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(審査部会の審議結果の特例)

第8条 審議会は、条例第24条に係る事案については、審査部会の審議結果をもって、審議会の意見とする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の議事その他の運営に関し必要な事項は、部会長が部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年7月18日から施行する。

(北海道美しい景観のくにつくり審議会部会設置要領の廃止)

2 北海道美しい景観のくにつくり審議会部会設置要領は、廃止する。